二　厚生年金保険法による第三号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報

［ハ～ト　略］

三　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第三号厚生年金被保険者であった期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

4　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（次号及び第三号において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

二　厚生年金保険法による第四号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報

［ハ～ト　略］

三　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第四号厚生年金被保険者であった期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

第六十七条　第二条の表六十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　国家公務員共済組合法第五十六条第一項（同法第五十七条第七項において準用する場合を含む。）の共済組合の組合員による療養費又は家族療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

四～六　［略］

七　国家公務員共済組合法第六十一条第一項の共済組合の組合員による出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

八　国家公務員共済組合法第六十一条第二項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

九～十七　［略］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

［ハ～ト　同上］

［新設］

4　［同上］

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（次号において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

［ハ～ト　同上］

［新設］

第六十七条　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～五　［同上］

［新設］

六　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

七～十五　［同上］